

太田市介護職員初任者研修受講料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の2第3第1項に定める介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）の修了者に対し、その受講に要する費用の一部を助成する太田市介護職員初任者研修受講料助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、介護職員の確保及び定着を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する者に助成金を交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 初任者研修（令和2年4月1日以降に開講するものに限る。）の受講料（以下「受講料」という。）を負担して、当該研修を修了した者
- (2) 受講料について、重複して他の法令又は制度に基づく助成金等の交付を受けていない者
- (3) 初任者研修を修了した日から3か月以内に市内において介護等の業務（昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める業務をいう。以下同じ。）を行う事務所等に就業し、かつ、当該事業所等において3か月以上継続（就業先の人事異動等により、その意思によらず他の事業所等において介護等の業務に従事した場合を含む。以下同じ。）して介護等の業務に従事した者。ただし、初任者研修を修了した日の前後、同一の事業所において継続して介護等の業務に従事する場合は、初任者研修を修了した日から起算して3か月以上継続して介護等の業務に従事した者

2 前項の規定にかかわらず、太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者は交付対象としない。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成金対象経費」という。）は、初任者研修の受講料（初任者研修の実施事業者から購入する教材費を含む。）とする。ただし、補講に要した受講料は、これに含まれないものとする。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数が

あるときは、これを切り捨てた額)又は5万円のいずれか少ない額とする。

(申請方法)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、初任者研修修了日の翌日から起算して1年以内に、太田市介護職員初任者研修受講料助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長へ提出するものとする。

- (1) 就労証明書(様式第2号)
- (2) 初任者研修修了証明書の写し
- (3) 受講料等の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(交付決定等)

第6条 市長は、申請書類等の審査及び調査を行い、助成金を交付することを決定した場合は、太田市介護職員初任者研修受講料助成金交付決定通知書(様式第3号)により通知し、助成金の交付は、指定された金融機関の口座へ振り込むことにより行う。

2 前項の審査及び調査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、太田市介護職員初任者研修受講料助成金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査及び調査の際、必要であると認められるときは、申請者に対して追加資料の提出等を求めることができる。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認められるときは、これを取り消し、既に助成金を交付しているときは、その者に対し、太田市介護職員初任者研修受講料助成金返還請求書(様式第5号)により、期限を定めて当該助成金を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。